

## 「山鳥坂ダム工事事務所 ダム事業費等監理委員会」規約

## (名称)

第1条 本会の名称を、山鳥坂ダム工事事務所 ダム事業費等監理委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 委員会は、山鳥坂ダム建設事業及び鹿野川ダム改造事業における適切な事業執行の観点から、コスト縮減策やその実施状況、事業執行等について、意見・提言を行うことを目的とする。

## (任務)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 コスト縮減策の具体内容
- 二 事業執行内容

## (委員)

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

- 2 委員は国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所長（以下「事務所長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長の要請に基づき事務所長が召集する。

- 2 委員会は、原則として毎年度第1四半期に開催する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
- 4 委員会は、原則非公開とするが、委員会の開催結果の概要については公開する。
- 5 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

## (事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所に置く。

## (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附則

この規約は、平成26年7月29日より施行する。

## 第4条第1項の委員（五十音順・敬称略）

氏名	職業
青野 勝広	松山大学 元学長（経済学博士）
佐々木 一英	（国研）土木研究所 水工研究グループ長
樋口 志朗	愛媛県 土木部長
森脇 亮	愛媛大学 教授（工学博士）